

年末年始の休日の変更について

総務部庶務課

1 変更の趣旨

岩見沢市の年末年始の休日は、「岩見沢市の休日に関する条例」（以下「休日条例」という。）において、12月31日から翌年の1月5日までと定められているが、北海道や札幌市など、道央圏の他の官公庁の休日と異なる扱いになっている。

他の官公庁との休日の相違は、市民生活や行政サービスに不便をもたらしたり、岩見沢市と国、道等との連絡・連携に支障が生じることが考えられるため、年末年始の休日を他の官公庁と合わせることにする。

2 変更の内容

現 行：12月31日から翌年の1月5日まで
変更案：12月29日から翌年の1月3日まで

3 変更の手続

- ・ 休日条例の一部改正について、平成25年岩見沢市議会第3回定例会に議案を提出する。
- ・ 休日条例の改正に併せて、公の施設設置条例中の休館日に関する規定等も改正する必要があるため、「休日条例の一部を改正する条例」の附則において関係条例43件の一括改正を行う。

道内市の休日(年末年始)一覧

	12月29日から1月3日	12月30日から1月4日	12月31日から1月5日
札幌市	●		
函館市	●(H25)		
小樽市	●		
旭川市		●	
室蘭市	●		
釧路市			●
帯広市	●		
北見市			●
夕張市			●
岩見沢市			●
網走市			●
留萌市			●
苫小牧市			●
稚内市			●
美唄市			●
芦別市			●
江別市	●		
赤平市			●
紋別市			●
士別市			●
名寄市			●
三笠市		●	
根室市			●
千歳市	●(H22)		
滝川市			●
砂川市			●
歌志内市		●	
深川市	●		
富良野市			●
登別市			●
恵庭市	●(H23)		
伊達市			●
北広島市	●		
石狩市	●(H21)		
北斗市			●
	11市	3市	21市

《参考》

	12月29日から1月3日	12月30日から1月4日	12月31日から1月5日
国の機関	●		
北海道	●		
栗山町			●
月形町			●
南幌町			●
金融機関	12月31日から1月3日		